

佐賀県告示第 187 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条第 2 項第 3 号の規定により、次のとおり利便増進誘導区域を指定する。

その区域を表示した図面は、令和 6 年 8 月 30 日から令和 6 年 9 月 30 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	利便増進誘導区域として指定する区間	指定日
県道 佐賀停車場 線	佐賀市駅前中央一丁目 64 番 1 地先から 佐賀市駅前中央一丁目 152 番 5 地先まで	令和 6. 9. 1